第６９号議案

豊川市民俗資料館条例の廃止について

豊川市民俗資料館条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年１２月１日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市民俗資料館条例を廃止する条例

豊川市民俗資料館条例（平成１７年豊川市条例第６７号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、市の民俗資料の保管及び展示の方法を見直し、文化財関連施設の効率的な運用を図るため、豊川市民俗資料館を廃止する必要があるからである。